	/ \	ᆂᄮ	△坑	テナイ.	₩ :	关人	Ħ	1六
4	7/1/2	市社	云位	計址	/ ∂ ∂∂	我云	文	你求

申請者住所	
申請者氏名	(FI)
雷話悉号	

移送サービス車貸与許可申請書兼誓約書

	区	分		内容						
車	両 0	区区	分	□ 本所所管車両 □ 岩代支所所管車両						
使力	用者	の区	分	□本会の要請により使用する団体・個人						
				□その他の団体・個人						
使	用	日	時	年 月 日() ~ 年 月 日()						
				午前・午後 : ~ 午前・午後 :						
使	用	内	容							
運	転	者	名							
生	年	月	日	年月日生 年月日生 年月日生						
				(歳) (歳)						
利月	月対象	象者日	6名	氏名 住所						
				生年月日 年 月 日 (申請者との関係)						
				□介護認定者 介護度 ()						
				□障がい者 手帳の有無 有(種 級)・無						
				□その他(身体等の状況)						
行	程	概	要							
				km						
乗	車	人	員	人						
摘 要										
(団体・代表者)		者)								
				二本松市社会福祉協議会移送サービス車貸与事業実施要綱に基づき						
			次の事項を確認の上、借り受けます。							
使用に関する			1 使用期間中は、道路交通法を遵守します。							
誓約書				2 転貸はしません。						
				3 使用中に運転者が起こした事故等については、速やかに事故報						
				<u>告書を提出します。</u>						
			4 使用中に起こした事故等については運転者が全責任を負うもの							
				<u>とします。</u>						
				5 その他の事故等に際し、二本松市社会福祉協議会に一切の迷惑						
			<u>及び損害をかけません。</u>							

※添付書類 運転者の免許証の写し

移送サービス車をご利用する方への注意事項

- 二本松市社会福祉協議会が所有する移送サービス車の貸与を受ける方は、以下の注意事項を厳守しご利用ください。
- 1. 車両の使用料は無料とし、燃料については貸与時に満タンで貸与し、貸与を受けた方は、使用後、洗車し、満タンで返却するものとします。
- 2. 貸与の期間は、2日以内を原則とします。
- 3. 利用目的は、入退院、通院の他、各種行事への出席、買い物、行楽などに利用できます。
- 4 利用地域は、二本松市、福島市、郡山市、本宮市、大玉村とします。ただし、許可を得た場合はこの限りではありませんが、全地域において高速道路の使用はできません。
- 5. 貸与を受けようとする方は、貸与を受けようとする3日前までに、移送サービス車貸 与許可申請書<u>兼誓約書</u>(様式第1号)に運転者本人の自動車運転免許証の写しを添付し て、本会会長あてに提出してください。
- 6. 車両の運転は、必ず、許可申請時に届け出た方が行い、<u>車両の転貸は、絶対にしない</u>でください。
- 7. 道路交通法を厳守し、安全運転を心がけてください。
- 8. 貸出し中に事故(盗難を含む)が発生した場合は速やかに報告してください。
- 9. 貸出し中に起こした事故等については、運転者が全責任を負うものとします。
- 9. 交通事故以外で車両をき損し、又は亡失したときは、運転者の責任になります。
- 10. 運転される方は、普通自動車運転免許証を有<u>して3年以上の者で</u>、現在、免許停止 等の処分中でないこと。
- 11. 車両の借受け及び返却をされる際は、二本松市社会福祉協議会までおこしください。 また、車両の使用を終えたときは、必ず洗車、掃除を行い、係員の点検を受け、返還してください。

二本松市社会福祉協議会